

輸出貿易管理令の運用についての一部を改正する通達新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○輸出貿易管理令の運用について（昭和62年11月6日付け62貿局第322号・輸出注意事項62第11号）

改 正 後	現 行
<p>(略)</p> <p>0 (略)</p> <p>1 輸出の許可</p> <p>1-0 (略)</p> <p>1-1 輸出の許可</p> <p>2 輸出の承認</p> <p>2-1-1 輸出令別表第2に掲げられている貨物に関する輸出の承認</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 輸出数量等規制物資の輸出承認</p> <p>(イ) 国内需要確保のための輸出規制物資 輸出令別表第2の<u>20</u>、33及び35の項の中欄に掲げる貨物である。これら貨物の輸出は、国内需要確保に支障がない範囲内で承認を行う。 なお、輸出令別表第2の19及び30の項の中欄に掲げる貨物は、原則として承認しない。</p> <p>(ロ) (略)</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>(5) 輸出令別表第2の解釈 輸出令別表第2の解釈は、次の表に掲げるところにより行う。</p> <p>。なお、輸出令別表第2中、次の表の「輸出令別表第2の項」の欄に掲げる事項について、それぞれ「輸出令別表第2（これに基づく貨物省令及び告示を含む。）中解釈を要する語」の欄に掲げる語は「解釈」の欄に掲げるところにしたがって解釈するものとし、「解釈」の欄が左右の二欄にわかれているときは、当該「輸出令別表第2中解釈を要する語」欄に掲げる語は、それぞれ左欄に掲げるものを含み、右欄に掲げるものを除くものとして解釈するものとする。ただし、輸出令別表第2の中欄</p>	<p>(略)</p> <p>0 (略)</p> <p>1 輸出の許可</p> <p>1-0 (略)</p> <p>1-1 輸出の許可</p> <p>2 輸出の承認</p> <p>2-1-1 輸出令別表第2に掲げられている貨物に関する輸出の承認</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 輸出数量等規制物資の輸出承認</p> <p>(イ) 国内需要確保のための輸出規制物資 輸出令別表第2の<u>20</u>、<u>28</u>、<u>29</u>、<u>32</u>、<u>33</u>及び<u>35</u>の項の中欄に掲げる貨物である。これら貨物の輸出は、国内需要確保に支障がない範囲内で承認を行う。 なお、輸出令別表第2の19及び30の項の中欄に掲げる貨物は、原則として承認しない。</p> <p>(ロ) (略)</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>(5) 輸出令別表第2の解釈 輸出令別表第2の解釈は、次の表に掲げるところにより行う。</p> <p>。なお、輸出令別表第2中、次の表の「輸出令別表第2の項」の欄に掲げる事項について、それぞれ「輸出令別表第2（これに基づく貨物省令及び告示を含む。）中解釈を要する語」の欄に掲げる語は「解釈」の欄に掲げるところにしたがって解釈するものとし、「解釈」の欄が左右の二欄にわかれているときは、当該「輸出令別表第2中解釈を要する語」欄に掲げる語は、それぞれ左欄に掲げるものを含み、右欄に掲げるものを除くものとして解釈するものとする。ただし、輸出令別表第2の中欄</p>

に掲げる貨物であっても、次の（イ）から（ハ）までに掲げるものは、別表第2品目に含まれないものとする。  
（イ）～（ハ） （略）

輸出令別表第2の項	輸出令別表第2中解釈を要する語	解 釈	
(削る)	(削る)	(削る)	
			(削る)

に掲げる貨物であっても、次の（イ）から（ハ）までに掲げるものは、別表第2品目に含まれないものとする。  
（イ）～（ハ） （略）

輸出令別表第2の項	輸出令別表第2中解釈を要する語	解 釈	
29	飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する施行令（昭和51年政令第198号）第一条第一号及び第二号に掲げる動物の配合飼料	輸出統計品目表及び輸入統計品目表を定める等の件（昭和62年大蔵省告示第94号）に規定する輸出統計品目表第23.09項に属する飼料用に供する種類の調製品のうち、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行令（昭和51年政令第198号）第1条第一号及び第二号に掲げる動物（以下「特定動物」という。）の栄養に供することが可能なものであって、 <u>麦類、ふすま、とうもろこし、大豆、大豆油かす、こうりゃん、脱脂粉乳、米ぬか又は麦ぬかを含む2種類以上の原料（飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）第2条第3項に規定する飼料添加物を除く。）を混合させて製造されたものをいう。</u>	
			次のいずれかに該当するものを除く。 ① <u>粗たんぱく質を37%以上含有し、魚かす（魚又は魚のあら（頭、骨、尾、ひれ又は内臓をいう。）を蒸煮し、圧搾し、乾</u>

(削る)	(削る)	(削る)	
33～ 43	(略)	(略)	

2-2 農林水産大臣の同意

輸出令第2条第2項に規定する貨物の輸出承認に対する同意の取扱いは、次による。

- (1) 包括同意

			<p>燥させたもの（肝臓油かす及びフィッシュ・ソリュブルを除き、骨、尾又はひれのみを原料とするものにあつては、圧搾していないものを含む。）をいう。）又は魚粉（魚かすを粉砕したものをいう。）を使用しているもの</p> <p>② 品名（銘柄）、投餌する動物（特定動物以外の動物に限る。）の名称及び保証成分（主要なもの）が記入された容器に入れたものであって、1個の重量が25キログラム以下のもの</p>
32	せん及びならの丸太	パルプ材及び割り材を含む。	
33～ 43	(略)	(略)	

2-2 農林水産大臣の同意

輸出令第2条第2項に規定する貨物の輸出承認に対する同意の取扱いは、次による。

- (1) 包括同意

(イ) 輸出令別表第2中、次に掲げる貨物の輸出承認に対しては、あらかじめ、農林水産大臣に対して包括同意を求めることができる。

(削る)

(削る)

(削る)

33の項 うなぎの稚魚

(ロ) (略)

(2) (略)

3 (略)

4 特例

4-2-2 輸出令別表第5の解釈及び取扱い

(1)～(3) (略)

(4) 輸出令別表第5第三号については、次により取り扱う。

ただし、輸出令別表第2の2に掲げる貨物であって、北朝鮮を仕向地とするものは輸出特例とはならない。

(イ)～(ハ) (略)

(ニ) 輸出令第4条第2項第二号ハに規定する「別表第2の2に掲げる貨物」の解釈は、次の表に掲げるところにより行う。

1～31	(略)	(略)
31の2	運動用具並びにその部分品及び附属品（経済産業大臣が告示で定めるものに限る。）	64.01から64.05までに該当するものうち、①から④までのいずれかに掲げるものに限る。 ①・② (略) ③ レスリングシューズ及びボクシングシューズ 以下(イ)から(ニ)までのすべてに該当する靴で、形状、

(イ) 輸出令別表第2中、次に掲げる貨物の輸出承認に対しては、あらかじめ、農林水産大臣に対して包括同意を求めることができる。

28の項中 ふすま

29の項 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する施行令（昭和51年政令第198号）第一条第一号及び第二号に掲げる動物の配合飼料

32の項 せん及びならの丸太（そま角及び最少横断面における丸身が30パーセント以上の製材を含む。）

33の項 うなぎの稚魚

(ロ) (略)

(2) (略)

3 (略)

4 特例

4-2-2 輸出令別表第5の解釈及び取扱い

(1)～(3) (略)

(4) 輸出令別表第5第三号については、次により取り扱う。

ただし、輸出令別表第2の2に掲げる貨物であって、北朝鮮を仕向地とするものは輸出特例とはならない。

(イ)～(ハ) (略)

(ニ) 輸出令第4条第2項第二号ハに規定する「別表第2の2に掲げる貨物」の解釈は、次の表に掲げるところにより行う。

1～31	(略)	(略)
	運動用具並びにその部分品及び附属品（経済産業大臣が告示で定めるものに限る。）	64.01から64.05まで ①・② (略) ③ レスリングシューズ及びボクシングシューズ 以下(イ)から(ニ)までのすべてに該当する靴で、形状、

		機能等を総合的に判断して、レスリング及びボクシングに直接使用することを目的とするものであると認められる靴 (イ) (略) (ロ) 甲の爪先部分若しくはかかと部分の外面が補強されているもの(材料を問わない。)又は甲の一部が本底材との一体成型により補強されているもの (ハ)・(ニ) (略) ④ (略)
32・33	(略)	(略)

4-2-4 輸出令別表第6の解釈及び取扱い  
輸出令別表第6の解釈及び取扱いは、次に定めるところにより行う。ただし、輸出令別表第2の1の項の中欄、並びに35の3の項(1)及び(6)に掲げる貨物(同表の35の3の項(1)及び(6)に掲げる貨物にあつては、経済産業大臣が告示で定めるものに限る。)を輸出しようとする場合、一時的に入国して出国する者が同表の36の項の中欄に掲げる貨物(経済産業大臣が告示で定めるものを除く。)を輸出しようとする場合及び船舶又は航空機の乗組員が輸出令別表第2の2に掲げる貨物を北朝鮮を仕向地として輸出する場合は輸出特例とはならない。

(1)～(4) (略)  
5～12 (略)

別表第1 (略)  
別紙 (略)

(注) 「い地域①」から「ち地域」までの各地域とは、それぞれの地域名の欄において丸印を付した項に該当する左欄に掲げる国・地域をいう。

		機能等を総合的に判断して、レスリング及びボクシングに直接使用することを目的とするものであると認められる靴 (イ) (略) (ロ) 甲の爪先部分若しくはかかと部分の外面が補強されているもの(材料と問わない。)又は甲の一部が本底材との一体成型により補強されているもの (ハ)・(ニ) (略) ④ (略)
32・33	(略)	(略)

4-2-4 輸出令別表第6の解釈及び取扱い  
輸出令別表第6の解釈及び取扱いは、次に定めるところにより行う。ただし、別表第2の1の項の中欄、並びに35の3の項(1)及び(6)に掲げる貨物(同表の35の3の項(1)及び(6)に掲げる貨物にあつては、経済産業大臣が告示で定めるものに限る。)を輸出しようとする場合、一時的に入国して出国する者が同表の36の項の中欄に掲げる貨物(経済産業大臣が告示で定めるものを除く。)を輸出しようとする場合及び船舶又は航空機の乗組員が輸出令別表第2の2に掲げる貨物を北朝鮮を仕向地として輸出する場合は輸出特例とはならない。

(1)～(4) (略)  
5～12 (略)

別表第1 (略)  
別紙 (略)

(注) 「い地域①」から「ち地域」までの各地域とは、それぞれの地域名の欄において丸印を付した項に該当する左欄に掲げる国・地域をいう。

国・地域名	地域名			
	(略)	と地域①	と地域②	ち地域
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
リベリア	(略)	○	○	<u>(削る)</u>
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

別表第2 (略)

別紙第1 輸出令第2条第1項第1号及び第1号の2の規定に基づく別表第2に掲げる貨物及び北朝鮮を仕向地とする貨物に係る承認事務の取扱区分

1・2 (略)

3 農水産室において輸出の承認を行う貨物

輸出令別表第2の30、33、34、35の2及び45の項の欄に掲げる農水産室所掌の貨物（上記1（1）及び2（2）に掲げるものを除く。）

4 (略)

別表第3～別表第7 (略)

国・地域名	地域名			
	(略)	と地域①	と地域②	ち地域
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
リベリア	(略)	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	○
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

別表第2 (略)

別紙第1 輸出令第2条第1項第1号及び第1号の2の規定に基づく別表第2に掲げる貨物及び北朝鮮を仕向地とする貨物に係る承認事務の取扱区分

1・2 (略)

3 農水産室において輸出の承認を行う貨物

輸出令別表第2の28から30まで、32から34まで、35の2及び45の項の欄に掲げる農水産室所掌の貨物（上記1（1）及び2（2）に掲げるものを除く。）

4 (略)

別表第3～別表第7 (略)